

●香川県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年4月24日から同年5月15日まで一般の縦覧に供する。

平成19年4月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路線名 先林姫浜線（244号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市豊浜町姫浜字切戸6番1地先から 観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地905番1 地先まで	16.0~50.0	413	平成10年香川県告示第922号で変更した区域 丸亀詫間豊浜線重用413m

- 4 供用開始の期日 平成19年4月25日